

令和7年度版 職員採用案内パンフレット及び動画制作業務 委託仕様書

1 業務の目的

県職員採用試験の実施にあたり、意欲のある多様な人材を確保するため、県職員の仕事や魅力、やりがいを広くPRすることを目的とする。

2 業務の名称

令和7年度版宮崎県職員採用案内パンフレット及び動画制作業務

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）までとする。

4 業務委託の内容

県職員の募集について広範に周知でき、県職員の魅力や業務内容が具体的に伝わるような採用案内パンフレット及び動画を制作する。

公務員志望者はもちろん、進路検討中の者や中・高校生をはじめとした若い世代及びその保護者等、より多くの人の興味を惹くようなインパクトのあるものとする。

(1) パンフレット

ア 規格

A4版で16ページ程度（表紙、裏表紙含む）、4色刷、冊子形式中綴じ

※1 A4版以外でも可とする。ただし、A4版相当の内容を掲載すること。（A5版で制作する場合は、32ページ程度とすること）

※2 紙の質及び厚さは令和6年度版パンフレットと同等以上とすること。

（6年度版はマットコート135k）

イ 部数

6,000部

ウ 掲載内容

下記の表のとおり情報を掲載する。

内 容	備 考
表紙	キャッチコピー、職員の写真、デザイン、HPでより詳しい内容を発信していること等を掲載する。
知事メッセージ	知事からのメッセージ等を掲載する。
組織図及び県の主な出先機関	県の組織図及び出先機関を示した図を掲載する。
県の主要施策について	県の主要施策について写真等を用いて紹介する。
職員へのインタビュー	UIJターンで入庁した職員、育休を取得した職員等へのインタビューを写真と共に掲載する。
先輩からのメッセージ 職種の紹介と主な配属先	職員の写真と仕事のやりがい等を掲載する。 (写真撮影を行う(県外は当局で準備する)。30名程度。)
若手職員の対談	若手職員同士の対談の様子を掲載する。(入庁して驚いたこと、試験受験へのアドバイスなどを話してもらう)

人事異動、キャリアプラン、勤務条件、福利厚生、ワークライフバランス推進の取組、研修制度等（新規研修）、新規採用者グループアドバイザー	写真、図、イラスト等を多用して分かりやすく説明する。 (写真は県が提供する。)
Q&A	よく問合せのある事項について Q&A 形式で掲載する。
令和 6 年度採用試験実施状況	令和 6 年度の試験結果を掲載する。
令和 7 年度試験日程、試験案内配布場所、SNS 等	令和 7 年度実施の試験について必要な情報を掲載する。
県庁ナビゲータ	県庁ナビゲータについて紹介する

※その他、受験者にとって必要な情報を協議の上掲載する。

エ 用途

- ・県内外の学校、県内各地の公共機関及び商業施設等で配布
- ・採用説明会で配布

(2) 動画制作及び配信

ア 動画制作の内容

(a) 及び(b)の 2 種類 3 本の動画制作を必須とし、(c)については任意の提案とする。

(a) 職種紹介動画（5分程度×2本）

- ・社会福祉、化学それぞれの職員のインタビュー動画
- ・現場における作業概要等の説明を交えて、仕事内容の紹介を行う
- ・状況に応じて写真データ等を活用する
- ・質問項目は、県と協議の上決定し、質問項目を画面下部にテロップで表示する

(b) 職員募集案内のショート動画（15～30秒程度×1本）

- ・SNS 配信用として制作
- ・パンフレットのキャッチコピーを使い、県職員募集を広く PR する内容とする

(c) 若手職員を題材とした動画（3分程度×1本）※提案については任意とする

（学生や内定者へ向けて、入庁後の生活がイメージできるような内容とする）

※内容は企画提案とする

例：「若手職員の1日」、「新規採用職員と新採アドバイザーのクロストーク」等

イ 動画配信

- ・SNS 配信の内容、方法については企画提案とする
- ・SNS 配信期間は、令和 7 年 3 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする
- ・公務員志望者や本県での就職を希望する者、本県にゆかりがある者などをターゲットとする
- ・動画視聴後は職員採用案内HPに誘導する

(3) 写真及び動画の撮影について

ア 県内各地の出先機関等に出向いて写真及び動画の撮影を行う。

イ ホームページに掲載する分も含め、約 30 人分の写真を撮影する。技術職については、可能な限り現場での撮影を行う。（各人 4～6 パターン程度）

ウ 撮影日数

10日間程度（撮影対象者のスケジュールにより変動）

5 成果品

以下のものを宮崎県人事委員会事務局総務課に令和7年2月28日（金）までに納入すること。
なお、成果品及び写真データに係る権利は、宮崎県に帰属するものとする。

（1）パンフレット

ア 成果品

イ 写真データ（指定したサイズに加工すること）

ウ 成果品をウェブサイト上で閲覧しやすいよう加工した電子データ（PDF）

（2）動画

ア 動画データ

イ 動画配信の実施確認書（契約満了日までに提出）

（3）成果報告書（契約満了日までに提出）

6 その他業務の方針等

（1） 受託業者は、業務の内容及び範囲について、県と十分打合せを行い、業務の目的を達すること。

（2） 受託業者は、業務の進捗状況に関して、県へ報告し、その内容について、承諾又は指示を受けること。

（3） この仕様書及び制作内容について解釈等に疑義が生じたときは、協議の上、県が判断することとする。

（4） この仕様書に明記のない事項については双方協議の上、決定することとする。